自然科学研究科成績評価基準

- 1. 担当教員は自然科学研究科及び専攻の理念・目標に沿った、しかも授業科目の特性に 応じた到達目標を設定し、その到達目標に対する学習者の到達度により成績評価を行 う。その到達目標と評価の方法はシラバスに明示する。
- 2. 成績評価は、各科目の特性を踏まえて、授業の形態と内容に対応した多面的な方法により行い、授業及び授業時間外の自己学習を通して得られた学習効果も適切に反映されるよう努める。それらのことはシラバスに明示する。
- 3. 成績評価は、シラバスに明示した成績評価基準にしたがって行い、 A^+ 、A、B、C 及び F の評語をもって表す。

 A^+ (100 点 \sim 90 点) ,A (89 点 \sim 80 点) ,B (79 点 \sim 70 点) ,C (69 点 \sim 60 点) を合格, \underline{F} (59 点以下)を不合格とする。ただし,必要と認める場合は, A^+ ,A,B,C の評語に代えて,修了又は認定とすることがある。

なお、履修登録をしたにもかかわらず、試験を受けていない等で成績評価の必須の資料を欠く場合については \mathbf{F} とする。

4. 担当教員は、成績評価に関して予め学生によく周知させておくとともに、学生からの質問や疑問には適切に対応しなければならない。

7. 岡山大学大学院自然科学研究科における他の大学院等で研究指導を受ける学生に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学大学院自然科学研究科規程(以下「規程」という。)第27条第2項の規定に基づき、岡山大学大学院自然科学研究科(以下「本研究科」という。)の学生が、他大学の大学院(外国の大学院を含む。)又は研究所等(以下「他大学院等」という。)において、研究指導を受けようとする場合における取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(願い出)

第2条 他大学院等において研究指導を受けることを希望する者は、所定の許可願を正指導教員の承認を得て、自然科学研究 科長(以下「研究科長」という。) に提出しなければならない。

(協議

第3条 研究科長は、前項の願い出があった場合は、研究指導計画等必要な事項について、規程第27条第1項の規定による 当該他大学院等との協議を行うものとする。

(許可)

第4条 他大学院等において研究指導を受けることの許可は、前項の協議の結果に基づき、専攻長会議の議を経て研究科長が 行うものとする。

(受入依頼)

第5条 研究科長は、前項により他大学院等において研究指導を受けることを許可した者について、当該他大学院等に受入依頼を行うものとする。

(許可期間)

第6条 他大学院等において研究指導を受けることができる期間(以下「許可期間」という。)は、1年以内とする。ただし、博士後期課程の学生については、引き続き研究の継続を必要とする場合は、第2条から第5条の手続きを経たうえで更に延長を行うことができるものとする。

(在学期間の扱い)

第7条 他大学院等において研究指導を受けた期間は、本研究科の修了に必要な在学期間に含めることができる。ただし、修 了要件として必要な在学期間のうち、1年以上本研究科の指導教員の研究指導を受けなければならない。 (報告)

第8条 研究科長は、他大学院等において研究指導を受けることを許可された者について、当該研究指導の終了後、当該他大学院等の長から研究指導状況報告書の交付を受けるものとする。

(修了認定)

第9条 他大学院等において受けた研究指導は、専攻長会議の議を経て、本研究科の修了に必要な研究指導の一部として認定 することができる。

(授業料)

第 10 条 他大学院等において研究指導を受けることが許可された者は、許可期間中においても岡山大学に所定の授業料を納付しなければならない。

附則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成20年7月24日から施行する。

8. 岡山大学大学院自然科学研究科における修士論文の認定基準

- 1. 修士論文申請者は、社会において高度の専門性を生かし、問題設定と解決に向けた研究や技術開発に取り組むことのできる能力とその基盤となる学識を有していること。
- 2. 申請の修士論文は、信頼性の高い結果と誠実な考察に基づいて、明快かつ論理的に書かれていること。
- 3. 研究が共同研究としてなされたものである場合、研究遂行が申請者によって主体的になされていること。

以 上

6. 岡山大学大学院自然科学研究科における博士論文の認定基準

Recognition standard for the Degree of Ph.D (Doctorate) at Graduate School of Natural Science and Technology, Okayama University.

1. 博士論文申請者は、社会において高度の専門性を生かし、自立した研究者として研究活動に従事しうる研究能力とその基盤となる豊かな学識を有していること。

Applicant of the Degree of Ph.D (Doctorate) shall qualify the candidate for research activities and other kinds of work in the community where a high level of scientific insight method is required.

2. 申請の博士論文は、事実に基づいた信頼に足るデータとそれらの真摯な考察を基に、明快かつ論理的に書かれていること。

The dissertation is written and expressed by candidate's own words clearly and incorporate candidate's own ideas and judgment, based on genuine facts and data obtained from the research studies conducted.

3. 研究成果は、世界的視野で見て独創的で新規性に富み、価値ある結果を含んでいる こと。

The works submitted is a work demonstrating constructive data and innovative approach to the problem analysis and solution of the stated works from a global stand.

4. 研究が共同研究としてなされたものである場合、研究遂行が申請者によって主導的になされ、かつ重要な役割を果たしたことが認められること。

In the case of collaborative research, the applicant has contributed major efforts in completing the research.

5. 申請者を著者として含む参考論文が添えられていること。

Published articles authored by the applicant are attached.

なお,参考論文の詳細(必要論文数等)に関しては,正指導教員又は紹介指導教授若しくは准教授が適切に申請予定者へ周知することとする。

Number of published articles required for the award of degree will be inform by the supervisor or co-supervisor if the candidate personally.

以上

◎参考論文の定義

岡山大学大学院自然科学研究科博士の学位に関する内規の運用について(抜粋)

【第2条関係】

第1 <略>

第2 第1項第6号の「参考論文」とは、論文内容の客観的評価資料として提出される ものであり、次の各号の一の要件を備えているものであること。

A refereed paper define as material which logically connected to the dissertation that was submitted and evaluated objectively, it must meet the conditions described below:

- 一研究内容の一部を審査付き(掲載のための査読制度のある)学会誌等に公表(掲載 決定されたものを含む。)した論文で、他の学位論文の参考論文とされていないもの。
 - 1. Part of the research contents has been published as reviewed paper in an academic journal (including journal accepted for publication), and the dissertation has not been submitted for publication.
- 二 一により難いと判断される特殊な分野にあっては、正指導教員又は紹介指導教授若しくは准教授(以下「主査」という。)が、あらかじめ研究科長に届け出て、専攻長会議の承認を得た上、当該分野の権威ある専門家2名以上に依頼して前号の論文に相当するとした客観的評価に関わる判断資料が添付されたもの。
 - 2. In the case of a specific field that is difficult to meet the requirements as described in the requirement 1, supervisor or co-supervisor should make a written request for exemption from the Dean of Graduate School. After obtaining approval from the University Senate, 2 papers (journals) reviewed by 2 related independence professional parties must be submitted.